

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第五条第六号及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二十三号

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）第五条第六号及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年^{厚生労働省}文部科学省^令第二号）第五条第六号の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第五条第六号及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成十三年厚生労働省告示第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年二月十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿

第一号中「の分野の欄」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第三号の次に次の二号を加える。

四 介護教員講習会の講師は、次のいずれかに該当する者であること。ただし、別表専門分野の項の講師については、次のいずれにも該当する者であること。

ア 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）の教授、准教授、助教又は講師として五年以上の経験を有する者

イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設の専任教員として五年以上の経験を有する者

五 介護教員講習会を行う者は、介護教員講習会に、別表の基礎分野、専門基礎分野及び専門分野の全般にわたる教育内容の編成に係る総合調整並びに介護教員講習会の実施後の教育内容の評価を行う者として、教育内容編成主任を置くこと。ただし、教育内容編成主任は、前号イに該当する者であること。

別表を次のように改める。

別表

分 野		科 目		時 間 数
基礎分野	介護福祉の基盤強化	社会福祉学、生活学、人間関係論、心理学、哲学、倫理学、法学のうちいずれか二科目	各 30	計 60
専門基礎分野	教育の基盤	教育学、教育方法、教育心理及び教育評価の四科目	計 90	計 90
		全て		

合	専門分野							
	計	研鑽 <small>さん</small>	介護福祉士養成教育の	展開	介護福祉士養成教育の	基礎	介護福祉士養成教育の	介護福祉学
計			研究基礎と倫理	介護過程の指導方法	コミュニケーション技術の指導方法	介護総合演習及び実習指導方法	学生指導方法	介護教育方法
300	150	30	15	15	15	15	30	30

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和七年四月一日から適用する。ただし、第三号の次に次の二号を加える改正規定は、令

和八年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の適用の日前に、この告示による改正前の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第五条第六号及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（以下「旧告示」という。）の規定による介護教員講習会の課程を修了した者は、この告示による改正後の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第五条第六号及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（以下「新告示」という。）の規定による介護教員講習会の課程を修了したものとみなす。

- 3 この告示の適用の日前に、旧告示別表に規定する介護教員講習会の科目のうち一部の科目を修めた者は、新告示別表に規定する介護教員講習会の科目のうちこれに相当する科目を修めたものとみなす。